

令和2年度千葉市市民自治推進のための実施計画の概要

I 策定・公表の趣旨

市民主体のまちづくりを推進するため、千葉市市民自治によるまちづくり条例第17条及び第18条に基づき、本年度の本市の市民参加、協働及び市民の自立的な活動を推進するための取組みをまとめ、策定、公表するものです。

II 概況

令和2年度は、387項目の取組みを予定しており、平成31年度に比べ21項目増えました。

【区分別】

区分	令和2年度	31年度	増減
1 市民参加の取組み	101	83	18
(1) パブリックコメント手続	22	9	13
(2) 公募委員を含む附属機関	32	32	0
(3) ワークショップ	8	6	2
(4) 意見交換会	24	24	0
(5) 意見募集	6	4	2
(6) アンケート調査	6	5	1
(7) その他の市民参加手続	3	3	0
2 協働の取組み	158	209	▲ 51
(1) 委託	24	22	2
(2) 共催	33	31	2
(3) 事業協力	96	94	2
(4) その他の協働の取組み	5		5
支援・補助		62	▲ 62
3 市民の自立的な活動を推進するための取組み	60		60
4 市民の意向の把握	7	8	▲ 1
5 市民と職員の意識向上と人材育成	61	66	▲ 5
合計	387	366	21

【分野別】

分野	令和2年度	31年度	増減
1 市政のしくみ	38	32	6
2 市民生活	120	113	7
3 健康・福祉	61	55	6
4 こども・教育	61	62	▲ 1
5 環境	26	24	2
6 経済・産業	18	20	▲ 2
7 都市・建設	63	60	3
合計	387	366	21

Ⅲ 令和2年度に実施する主な取組み

※【】内は「令和2年度千葉市市民自治推進のための実施計画」における項目、ページ数及び区分別番号

1 市民参加の取組み

(1) パブリックコメント手続

【地域公共交通網形成計画の策定 P.4 番号:14】

- ・立地適正化計画と連携し、持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、地域公共交通網形成計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施します。

(2) 公募委員を含む附属機関【自転車等駐車対策協議会 P.9 番号:23】

- ・公共の場所における自転車等の放置を防止し、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図るため、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議します。

(3) ワークショップ【次期基本計画策定に係るシンポジウム P.12 番号:3】

- ・本市の中長期的なまちづくり指針である次期基本計画の策定に向け、そのPRや意識啓発のため、本市の将来のまちづくりをテーマに、学識経験者等による基調講演及びパネルディスカッションを実施します。併せて、千葉市まちづくり未来研究所研究員による提言発表を行います。

(4) 意見交換会【こども・若者サミット P.16 番号:14】

- ・千葉市独自のこども若者社会参画の取組みを全国に発信し、千葉市がこどもの参画先進都市であることをアピールするとともに、こども若者の社会参画が全国に広がっていくことを期待し、開催します。

(5) 意見募集【千城台地区学校跡施設の活用素案に対する意見募集 P.19 番号:3】

- ・千城台地区小学校統合後には、千城台西小学校と千城台南小学校が跡施設となることから利活用を検討していく必要があり、この度、「活用素案」を取りまとめたため、その活用素案について意見募集を実施します。

(6) アンケート調査【受動喫煙に関するアンケート P.20 番号:4】

- ・市民及び市内飲食店に対し、受動喫煙に関する意識や受動喫煙に遭遇する場所、飲食店における受動喫煙対策の状況等を把握するため、アンケート調査を行います。

(7) その他の市民参加手続【市長への手紙等 P. 21 番号:1】

- ・ 市政に関する要望、提案、意見等を区役所、公民館等 115 か所に備え付けた封筒と便せんを用いて、市民や団体から市長あてに提出する制度。また、電子申請でも受付を行います。

2 協働の取組み

(1) 委託

【消費者団体ネットワーク強化・活性化事業(ちばし消費者応援団)P. 22 番号:5】

- ・ 自立した消費者市民社会を実現するため、消費者教育の担い手の育成や消費者トラブルの防止のための講座の企画運営を、市内消費者団体（ちばし消費者応援団登録団体）に委託します。

(2) 共催【ボッチャ市民大会 P. 26 番号:5】

- ・ パラリンピックを契機に盛り上がった機運を市民へのパラスポーツ普及にさらに結びつけるため、市、千葉市スポーツ協会及び競技団体等による実行委員会が、障害者と健常者が共に参加できるボッチャ大会を実施します。

(3) 事業協力【千葉市市制 100 周年記念事業の推進 P. 32 番号:2】

- ・ 市内経済団体や市民団体などによる協議会において、記念事業の実施や、「ちばまち博（仮称）」の準備などとともに、市民の活動を記念事業に認証する制度を推進します。

(4) その他の協働の取組み【青少年相談員連絡協議会活動事業 P. 47 番号:2】

- ・ 地域社会での青少年健全育成活動の積極的な推進を図るため、青少年相談員連絡協議会が行う青少年のつどい大会、レクリエーション活動等の各種事業に対して、補助金を交付します。

3 市民の自立的な活動を推進するための取組み

【認知症カフェ設置促進事業 P.50 番号:17】

- ・認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症及び軽度認知機能障害の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人とその家族の介護負担の軽減等を図ること等を目的とした認知症カフェを運営する事業に対し、補助金を交付します。

4 市民の意向の把握

【男女共同参画に関する市民意識・実態調査 P.57 番号:1】

- ・今後の具体的施策の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民の意識と実態を調査します。

5 市民と職員の意識向上と人材育成

【(仮称) ボランティア大学校 P.63 番号:27】

- ・(仮称) ボランティア大学校において、ボランティアに関する知識や幅広い視野を身につけ、地域で継続的に活躍できる地域福祉活動のリーダーを養成するため講座(基礎コース、ステップアップコース)を開催します。